

議会運営委員会

令和5年5月24日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○溝部真紀子

齋藤 文夫

嶋田 善行

横田 敏文

宮崎 和彦

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会 （午前9時）

署名委員 嶋田委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりです。

まず、協議事項（１）令和５年第３回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程につきましては、５月９日の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、６月１日（木）から６月２０日（火）までの会期２０日間の会期日程で決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和５年第３回斑鳩町議会定例会は、６月１日（木）から６月２０日（火）までの会期２０日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきます。まず、日程１．会議録署名議員の指名、日程２．会期の決定をします。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

まず、日程３、議案第１６号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については総務常任委員会へ付託。日程４、議案第１７号 （仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についても、総務常任委員会に付託。日程５、議案第１８号 令和５年度消防ポンプ自動車の取得についても、

総務常任委員会に付託。日程 6、議案第 19 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）についても総務常任委員会に付託。日程 7、議案第 20 号 令和 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 8、議案第 21 号 令和 5 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 9、選挙第 1 号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてです。現在の委員さんの任期が令和 5 年 7 月 17 日をもって終了することから、地方自治法第 182 条の規定により、新たに委員 4 名、補充員 4 名の選挙をお願いするものです。これにつきましては、初日の本会議に提案させていただきまして採決することとし、議長から選挙の方法を指名推選とすることについて、また、補充員の指名等について諮っていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議ないようですので、選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙については、初日の本会議において、指名推選にすることについて、また、補充員の指名等について諮っていただくことにします。

それでは、指名推選につきまして、ご相談をさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。お手元にお配りしておりますので、名簿をご覧ください。名簿に記載させていただいております 8 名の方は、新しい選挙管理委員会の委員候補者名です。現在の委員は、浅部京子氏、吉田憲子氏、今邨鐵雄氏、松下靖氏ですが、現委員のうち、浅部京子氏、吉田憲子氏から令和 5 年 7 月 17 日をもって退任の意向が示されております。

このことから、委員が 2 名が減となりますことから、現在、補充員の浅井真氏と鈴木さよ子氏が委員さんに繰り上げとなります。また、現在の補充員である宮崎莊平氏が辞任の意向を示されております。

このことから、補充員の欠員につきまして、議長のほうでご配慮をいただきましたところ、資料にありますように、大竹義雄氏、北本文克氏、西岡敬

司氏を選定いただいております。補充員の順位は、補充員の第1位 大竹義雄氏、第2位 北本文克氏、第3位、西岡敬司氏、第4位 吉田建四郎氏ということで、名簿を作成させていただきましたので、ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、選挙管理委員会委員の委員及び同補充員の選挙につきましては、これまで慣例的に、この議会運営委員会で委員及び補充員を決めましてご確認いただき、委員皆様のご了解をいただければ、この名簿で、私のほうから初日の全員協議会で報告をさせていただきます、議員皆さんに了解していただくことにしたいと考えております。

そして、初日の本会議におきまして、議長から指名推選をしていただいて、決定していきたいと考えております。

これにつきまして、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、選挙管理委員会の委員及び同補充員につきましては、この名簿に記載された方を指名推選するということで確認をしておきます。そして、全員協議会で報告をさせていただきます、皆様のご了解を得ることとします。

次に、日程10．承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、これは専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程11．報告第9号から日程16．報告第14号までの6件の報告については、報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

このうち、報告第10号と報告第11号の2議案については、同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、それぞれ一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

報告第10号と報告第11号の2議案については一括議題とすることとします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまで確認しましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする承認第7号については、討論の有無については初日の全員協議会で確認いただくこととなります。

もし、討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

②付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の要望書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務

それでは、3月議会閉会后、これまでに提出を受けました2件の要望書に

局長

つきまして、提出を受けた経緯などご報告をさせていただきます。

1点目、「政治家の皆様へ 統一教会との関係断絶を求める声明」については、令和5年4月3日に全国霊感商法対策弁護士連絡会・代表世話人・弁護士・郷路征記氏ほか5名から郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、世界平和統一家庭連合(以下統一教会)による被害を根絶するために、違法な伝道活動や霊感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたい。議会で統一教会との関係を断絶する議決をお願いされたいとのことでございます。

2点目でございます、「国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」については、令和5年5月17日に、インボイス制度を考えるフリーランスの会 代表 阿部伸氏から郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、インボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入税控除を受けるためには、インボイスが必要となり、免税事業者は取り引きから除外される可能性があり、個人事業主、フリーランス、シルバー人材センターの仕事をする広範な事業者に負担増が強いられるとのことです。新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組む中小零細事業者の事業存続と再生のために、インボイス制度導入・見直しを求める意見書を政府および国に提出されたいとのことでございます。

以上、提出を受けました2件の要望書についての概要でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、これらの要望書等の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、目を通していただく時間を確保するため暫時休憩いたします。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長

それでは再開します。

では、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目、「政治家の皆様へ 統一教会との関係断絶を求める声明」について、委員皆様のご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員 マスコミなどで報道されている部分を見てみると、宗教団体とは思えないような行為をされておられるということは認識していますけれども、ひとつの宗教団体と断絶するというね、こと自身が僕はせんなんのかということをお思いますんでね、これはもう配布にとどめたらどうかと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

横田委員。

横田委員 文科省で調査しているわけなんで、私は、こちらの場合は議員配布で結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

奥村委員。

奥村委員 配布にとどめるのがいいと思います。

委員長 それ以外のご意見はございますか。

(な し)

委員長 今、3名の委員さんから配布にとどめてはということでご意見いただきましたが、そのように取り扱いさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長	ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。 次に２点目、「国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」について、委員皆様のご意見をお受けします。 齋藤委員。
齋藤委員	今、国でも議論していますので、配布でいいと思います。
委員長	ほかの委員さんはいかがでしょう。 (異議なし)
委員長	そうしましたら、今、齋藤委員より配布にとどめてはどうかということでご意見をいただきましたが、それ以外のご意見ございますか。 (な し)
委員長	そうしましたら、こちらにつきましても配布にとどめるということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
委員長	ただいま議題となっております「国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」につきましては、各議員に配布にとどめることで確認をしておきます。 (２) 要望書等の取扱いについては、以上で終わります。 次に、(３) 議場等の新型コロナウイルス感染症防止対策についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。
議会事務局 局長	５月８日に、感染法上、５類に移行しましたが、５月１８日には、奈良県医師会より新型コロナウイルス第９波の可能性について言及されたと報道さ

れております。このようななかで、4月24日の議事打ち合わせ会で、新型コロナウイルス感染症の対応については、議会運営委員会で協議するという方向とされましたので、ご相談させていただきます。

まず、公務の取り扱いについてです。現在、申し合わせで、①議員本人が新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合は、保健所等の指示に従い、自宅待機すること。②同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合、議員本人、同居の親族等に発熱等の風邪症状がみられる場合は、公務の出席を見合わせる事となっております。

次に、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小してきました。また、議事運営として、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略、監査結果報告、3月議会初日のみの省略を行ってまいりました。

さらに委員会においても、理事者席を4列が3列に減らすとともに、理事者の出席は理事者判断で縮小してきました。また、窓の一部や扉をあけて、換気をうながしてきました。さらに、年度最初の委員会での職員紹介は、新規採用職員のみとしてきました。

これらの対策について、すべての対策をコロナ前に戻す、また、一部は今後も一般的な感染対策として継続するなど、どのように運営すべきか、本日も協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

新型コロナウイルス感染予防対策について、傍聴席の縮小など、さまざまな対策が令和2年から実施されてきましたが、5月8日から新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、6月議会以降はどのように対応するかということでご相談をさせていただきたいと思いますが、事務局のほうでこのように資料で項目は整理させていただきましたが、一括して元に戻すとか、一個ずつ見直しをしていくなど、どのように検討させていただくのがよいのか、皆様のご意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員

5類に変更になりましたけれども、公務の取り扱いに関しまして季節性イ

ンフルエンザ等かった場合、本人が休まれている場合が多いんで、本人の判断に任せるという感覚で考えていけばいいのではないかなとは思いますが。

ただし、今朝の新聞でもまた中国で猛威をふるう兆候があるというふうな報道もされていますし、日本でも、奈良県の医師会の会長かな、第9波にもう突入しているのではないかというふうなこともおっしゃっていますんでね、そこらへんも考えて、コロナ対策として今までやってきたことを当分の間続けていってはどうかなとは思いますが。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。
横田委員。

横田委員 私も賛成です。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。
齋藤委員。

齋藤委員 私はそろそろいいんじゃないかなと、議場のほうはと思います。

委員長 今、お受けしたご意見ですと、公務の取り扱いについては、今、厳しく制限はしてきたのをなくして、本人のご判断に委ねるということですけど、それ以外の部分については、議場の席のことですとか、理事者の出席、あと町長の総括提案説明の一部省略等については今までどおり継続をするというご意見と、いや、そうじゃなくて解除したらどうかというご意見いただきましたが、まず公務の取り扱いについて先にお尋ねしたいと思いますが、今、コロナに感染するとか、濃厚接触者になった場合には出席を見合わせるという申し合わせをしています、それについてはもう解除するという方向で確認させていただいてよろしいでしょうか。もう季節性インフルエンザにかかった場合は、自主的に議会を欠席されていますけど、これもご本人の判断で欠席されるかどうかというのはお任せするという形、コロナの場合もそういう形で対応ということになろうかと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、まず公務の取り扱いについては、これまで申し合わせしてきたのは解除するというご本人の判断にお任せをするということで確認をしておきたいと思います。

次に、議場もしくは理事者の出席等、それ以外の部分については、お二つご意見がありますが、どのようにさせていただくのがいいか、それ以外の委員さんのご意見もお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

横田委員。

横田委員

例えば議員席ですけども、今の設備の状況の中で間隔あけて可能であればそのほうがゆったりとできるかなと思いますけれども。それともう1点、傍聴席でも今までどのくらいみえているのかね、39席必要なのかどうかも確認しながら13席で十分であれば、そのまま運用すればいいのかなというふうに思います。

委員長

その点について事務局のほうで。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

まず、議員席のほうでございます。議員席のほうは議長がお席を詰めていただいて、議長は常に議長席にいていただく状況でございましたら、現在のように通路であける、または議席であけるという形で間隔をあけて運用することが可能でございます。あと傍聴席でございますけれども、現在13席になっておりますが、例えば一般質問の時や、あと議場をお貸しする子ども模擬議会の時に関しましては、13席では足りない状況のときもございます。あともうひとつ心配いたしますのが、議場の傍聴席をですね、間隔をあけるということ、イコール傍聴席を少なくするという運用をする場合ですね、ホームページ等で感染症対策のため間隔をあけておりますということ、はっきりとお願いさせていただく運用にしておりますので、そちらのほうだけご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長	齋藤委員は、もういいんじゃないかと解除してはどうかということでご意見いただきましたけども、全部解除するということなのか、それとも部分的には継続をするということなのか、その点についてはどうですか。 齋藤委員。
齋藤委員	コロナ前に戻しても、すべて、いいんじゃないかなと思います。
委員長	そうしますと、すべて元に戻すというのと、すべて継続をするというのと、両極端かなと思うんですが。まだ発言されていない委員さんは。 奥村委員。
奥村委員	まだ今しばらく、間隔をあけてした方がいいかなと思います。
委員長	宮崎委員。
宮崎委員	私も立場上、一般じゃないんで、議場というところでやる以上、やっぱりできるだけそういう姿勢をもってやらないと、やはり見に来られた方が、傍聴来られた方が議会で何をしているんやということを言われて駄目だと思うんでね、見に来られる方とこっちの議員側は違いますんで、できるだけ、あそこでコロナにかかったと言われても具合悪いと思いますのでね、私もまだ当分の間、今までどおりでいいんじゃないかなと思うんですけどもね。
委員長	溝部委員。
溝部委員	私も当分の間は、コロナ対応という形で進めていく方がいいかなと思います。
委員長	今、ご意見二つに分かれておりますが、齋藤委員、今、ほかの委員さんは継続されてはどうかということでご意見いただいております、このまま平行線だと現状維持という形でさせてもらおうかなと思うんですけども、当面の間は皆さん継続をということでおっしゃっておりますが、そういう形で

させていただきますよろしいですか。 齋藤委員。

齋藤委員 当面っていつぐらいまでなのか、具体的にというか、1年間、まだこのまま議論しないまま1年間行ってしまうのか、例えば、また今度9月議会始まるときに議論するのかどうなのか、その辺のところだけ。もうひとつは先ほどの局長のありましたように傍聴席の件は、町民ですのであけてもいいのではないかなと思いますけども。結論出なければ皆さんに従いますけども、というふうに思います。二つだけ、いつまでというのが、当面というのがいつまでなのかと、傍聴席の件だけ、もう一回お願いしたいと思います。

委員長 今、齋藤委員からご意見いただきましたが、いつまでを当面とするのかということですが、その時々によって状況が変わると思いますので、毎議会ごとに確認させていただくのがいいのかなというふうに思いますので、だから当面というのは、9月の定例会前の委員会でまた改めてその件については確認をさせていただくということで、だから6月の定例会については、今回継続でやらせていただくということで確認させていただこうと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 あと傍聴席に関しては齋藤委員こだわっている部分もあるみたいですけど。 嶋田委員。

嶋田委員 今までほとんど一般質問に傍聴に来られる方が多かったんですか、平均して何人ぐらいなんですかね。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局 平均は今のところとっていないですけども、少ない時は少ないですけども、特定の時に多くなる傾向がありますので、その時に入りきれない場合には、コロナの時にも外で待っていただいていた実績がございます。それと、

8月の月上旬に町教育委員会のほうからすでに模擬議会で貸してくださいというお話は来ておりますので、その時もやはり同じ運用で議場をさせていただくことになろうかと思っておりますので、その時の影響もあるかなというふうには考えております。今、39席ありまして、当時の1mあけるという基準に従って2席をつぶして3分の1にしておりますけれども、それを例えば1席ずつあけて39の半分の19席にするとか、そういった運用も可能かなと思っておりますので、もしよければそちらもご検討いただければと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 僕の記憶では、傍聴席が満席のような状態になったんは、住民投票条例の時だけかと思えます。子ども模擬議会は私はあまり見に行っていないんで、付き添いの先生、また保護者らが来られるのは仕方がないことです。そやから子ども模擬議会のためにルールを崩すということはいかがなものかなと思えますけれども、それは例外としてまたルールを決めればいいのであって、今の状態、または2席やなしに1席あけて座っていくとか、そういう方法もあろうかと思えますんでね、傍聴者が多くて、傍聴席に入られへんとか、そういうふうなんは、ほとんどないですね、そやからそれを考えるのは杞憂ではないかなとは思えます。

委員長 今、統計の数字は把握できないですけど、たぶん改選後の6月議会が来るとしたら一番多いかなと。改めて当選をされて支持者の方が一般質問の傍聴来るとというのが一番多いと思えますので、だから対応を求められるとしたら今、6月定例会になるのかなと思うんですけど。だから今ちょっと案出てましたように、3席を1席にするのではなくて、2席に1席ということで19席にするという形もありますけれども、完全に解除するわけじゃない、一定の規制は残しつつ傍聴者に配慮するという方法もありますけど、また子ども模擬議会については、私、何回か傍聴に来てはいますが、ほぼ満席になりますんで、だから子ども模擬議会の時は傍聴席については、通常の定例会の時のルールを適用するのではなくて、そこは議長のご判断になろうかと思うんですけど、その時に状況を見てどのようにされるのかというのは、

定例会の時と同じようにルールを適用するのではなくて例外扱いとするということを確認しておけばいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうかね。 横田委員。

横田委員 今の委員長の発言のとおりでいいと思います。

委員長 ほかの委員さんもそういう形でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたら折衷案になりますけども、だから傍聴席については次の定例会から、今39席を13席にしますけども、そうではなく19席、最終的に1席ずつあけさせていただいて、確認したら19席になるかどうかわかりませんが、今あけている分を1席ずつあけるという形での規制にかえさせていただくということで確認したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 子ども模擬議会の対応につきましては、例外として議長のご判断にお任せをするということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、新型コロナウイルス感染予防対策等については、公務の取り扱いについては、これまでの申し合わせ、規制については解除することを確認をしておきます。それと、それ以外の新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、これまでどおり継続をする部分と、傍聴席については39席を13席にするという対策ではなくて、1席ずつあけるということを確認するとともに、子ども模擬議会の対応については例外とし、当時の状況を判断して議長のほうでご対応いただくということで、確認をしておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのようにさせていただきます。

次に、(4) 都市計画審議会委員の選任についてを議題とします。

議会から選出をします都市計画審議会委員の任期については、先例と慣例により、町長が選任した委員の任期とし、6月定例会中の全員協議会で委員を選ぶことになっております。現委員は、本年6月30日までとなっておりますので、6月定例会の全員協議会で議員皆様のご希望をお聞きし、改選することにしたいと思いますが、これについて、委員皆様のご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

そのようにさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、都市計画審議会委員の選任につきましては、初日の全員協議会で議員皆様のご希望をお聞きし、決定していただくことにします。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れ様でした。暫時休憩します。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時39分 再開)

委員長

再開します。

次に、2. その他についてを議題とします。

(1) 議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)及び条例施行規程(例)について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

地方自治法が一部改正され、議会の議員に係る請負の規制が明確化されるとともに、緩和されました。具体的には年間300万円までの請負は規制の対象外とされました。

この地方自治法の一部改正に伴い、斑鳩町議会では、令和５年第１回町議会定例会（３月２４日）におきまして、斑鳩町政治倫理条例第４条第１項に定める議員の請負に関する規制を緩和する。同時に、議員に対する規制との整合性をはかるため、議員の配偶者、一親等以内、同居の親族にかかる規制についても緩和する内容で条例を改正されたところでございます。

こうしたことから、各議会の議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取り組み例として、全国町村議会議長会により、議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を作成され、送付を受けましたので、ご報告申し上げます。

なお、条例の制定時期や内容は各議会の実情に応じて判断、調整されたいとのことです。また、新たな条例とすることのほか、すでに制定している政治倫理条例を改正して規定することも考えられる。さらに、条例以外の規程や要綱、申し合わせなどの形式によることも考えられるとされておりますので、申し添えます。以上、よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、まずこれに対して質疑・ご意見があればお受けしたいと思います。ございませんか。

（ な し ）

委員長

そうしましたら、議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）については、資料を読んでいただき、次回以降の議会運営委員会でまた改めてご意見をお聞きさせていただきたいと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

そうしましたらこの件については、以上で終わっておきます。

次に、（２）地方自治法の一部改正（令和５年法律第１９号）について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局 局長	さらに、令和5年4月26日に地方自治法が一部改正され、5月8日に公布されました。 今回の改正では、地方議会の役割と議員の職務等について明確化されました。また、議会からの文書や、議会への文書について、オンライン化することが可能とされました。身近な文書でいいますと、町議会から国会への意見書を送付する場合もオンラインで送付することが可能となります。また、住民さんから町議会への請願についても、メール等により提出することが可能となります。 この改正は、議会からの通知や、議会への文書について、これまで紙の文書等で行うことが求められていたものについて、各議会の判断により、オンラインにより行うことを可能とするものであり、これまでのとおり、文書等で行うこともできますので、申し添えます。以上報告とさせていただきます。
委員長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑・ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。
嶋田委員	これは結局どういうこと、どうせえいうの。斑鳩町議会は陳情等はメールで受け付けしてますわね。そやからどういうことかな。
委員長	うちの議会に特にかかわりのある部分について説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。
議会事務局 局長	例えば、これまで議会で意見書を採択していただきました場合、斑鳩町議会では、議長の公印を押印しまして、各省庁に郵送で送付しておりましたが、それを今までどおり郵送することも可能ですし、オンラインで送ることも可能とされたものでございます。また紹介議員が必要な請願についても、これまでは紹介議員さんと請願者さんの印鑑を押印したものを文書で提出していただく、紙で提出いただくということになっておりましたが、それについてもオンラインでも可能ということで地方自治法が改正されたものでございまして、それを紙で提出していただくことを妨げるものではございませんので、いろんなものが今まで絶対紙でだったのが、オンラインでも大丈夫と

いうことになったものでございます。以上でございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 そやからどうせえと言うん。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開します。
ほかに質疑等ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号）については、そのような改正があったことを確認しておきたいと思います。
次に、（3）事前審査について、事務局から説明をお願いします。
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、令和4年度の議会運営委員会において、検討事項として、議案の事前審査について、1年間をかけて協議され、3月20日の議会運営委員会においてとりまとめをいただいておりますので、その資料の写しを本日お手元にお配りしておりますので、ご確認ください。

特に、下から2段目の「本会議提出予定案件にかかる報告案件の質疑についての内容」です。「次の本会議に提出を予定している案件について、委員会、全員協議会等で報告される場合は質疑の時間は設けず、本会議で議案が上程された後に質疑を行う運用を試行的に継続する」とされておりますので、8月以降の閉会中の委員会においては、次期定例会提出予定案件については質疑の時間を設けない運用となりますことをご確認くださいよう、よろ

しくお願いいたします。以上でございます。

委員長 昨年度、当委員会の検討事項としてこのように確認をさせていただきましたが、改選後メンバーも変わったということもありまして、改めて今年度試行的に継続をしていく、この項目について確認をさせていただきましたが、ご不明な点等ございましたら質疑等お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 試行的に今年度1年間ということですか、それとも試行的に。

委員長 期限は決めていません。その都度やっていく中で違和感とか疑問点があれば、ご意見出していただいて、意見が出てもう中断すべきだとかいうことがあれば、年度途中でも中断する可能性もあります。ただ、いやこれでいいやないかということであれば継続的に続けていって1年間通すということもありますので、特に期間は決めていません。 齋藤委員。

齋藤委員 ということは、このままずっといけば、来年度以降も続くという意味ですか。

委員長 はい、そのようなことになろうかと思います。

もともと事前審査とはなんぞやというところから始まっていまして、斑鳩町議会としてこういう運営をしていくことが望ましいのではないかとということで、一定方向性出させていただきましたんで、試行的にやって問題がなければ、このまま継続ということになろうかと思います。

ほかにございませんか、よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(4)その他について、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けしたいと思います。

(な し)

委員長

ないようでしたら、私のほうから今年度の当委員会の取り組みテーマについてを議題としたいと思います。

お配りしておりますこれまでのテーマの一覧をご覧いただきたいと思います。令和元年度から4年度までで検討してきたテーマの項目について一覧表にさせていただいております、またこれらを参考に改めて今年度検討した方がよいと思うテーマがございましたら、ご提案いただきたいと思いますが、これにつきましては今日だけではなくて、次回の委員会で確認をさせていただきたいと思いますので、それまでに私か事務局に申し出ていただければというふうに思っておりますが、もし今の段階で提案がございましたらお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

よく住民からですね、議会何してるの、というふうな話を聞いて、傍聴にも行けないし、実際どんなことしているのか見えないという話を聞きますので、去年は欠席議員のオンラインとか、話ありましたけれども、じゃなくて例えば議会の、あとで見れるような確認、来れなくてもオンラインで見れるような、もしくは同時配信するような、なんかそういう議会、開かれた議会っていうんですかね、どんなことをやっているのかわかるようなことを、検討できないものかなというふうに。表現がちょっとあれですけども、そういうふうな、思います。

委員長

まだ、具体的なところまでは持ってらっしゃらないかもしれませんが、いまお聞きすると動画の配信をということになるのかなと。 齋藤委員。

齋藤委員

そうです、動画の配信をするような形、タイムリーなのか、タイムリーでなくても後日見れるような方法をするのかですけども、できたら検討していただけたらありがたいかなというふうに思います。あともうひとつですけども、先ほども議会運営委員会、全会一致とありましたけども、私、全会一致っていうのがよく意味が理解できない部分があるんですけども、なぜそうなっているのか。多数決でもいいんじゃないかなと、最終的に、全員一致

じゃなくても、というふうな形でどんどん前に進めていったらいいのかなというふうに思いますので、その辺のところ先輩議員がどういう、今までの経緯というのがあって、こうなっているのかっていうのが私理解できなくて、こういう話しているんですけど、議場でも多数決で決めていますので、議会運営委員会も多数決で決めていいのではないかなという気がしますんで、その辺のところも勉強のかた、教えてもらうのもありますけども、検討いただければありがたいなと思います。

委員長

今、二つ目におっしゃったことにつきましては、1年間検討というよりも、これは委員長としての采配の関係もあるんですけども、基本的に議会運営委員会として付託を受けた議案については当然採決をしますけども、そうでないものについては議会のルールを決めていくということで、基本的に全員が認識を同じくして改正が必要だとなったものについては、進めていくというようにさせていただいて、意見が合わないというものについては取りまとめができずということで、現状維持という選択をさせていただきましたが、その際に必ずそれでいいですかということでお聞きをしていますんで、いやそれじゃなくて採決をしてくださいということであれば、そのような方法もございますので、それは必ず決まっているということではなくて、委員皆さんのご意見をお聞きする中で、委員会運営をさせていただいていますので、これについては採決を取ってくださいということで望まれるようでありましたら、またほかの委員さんとも相談をさせていただく中で、そういう方法を取れないこともないです。例えば住民の皆さんに対してこういう案件で相談をしたけど、私はこういう意見として残したいということで、表決を望まれるようであれば、ほかの委員さんにも相談をしてそういう形でどうですかとお諮りすることも可能です。それは決まっているものではございませんので、あえて検討テーマとして1年間検討していくというよりは、それは委員さんの意思を確認させていただいて、運営をさせていただきますので、そのようなご意見をおっしゃっていただければというふうに思います。 齋藤委員。

齋藤委員

了解しました。すみません、私もよくわかってなくて。全員一致すべきものだというふうに理解していましたので。わかりました。

委員長 横田委員。

横田委員 確認ですけど、先ほど齋藤委員さんおっしゃった議会が何をしているかわからへんという発言あったんですけど、例えば議会だよりだとか、そういったものを読んだうえでおっしゃっているのか、その辺だけちょっとお聞かせいただけますか。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 ちょっと言葉足らずで、議会が何をしているかわからないということですけれども、趣旨というの、議会は会議録というのは出しているわけですので、それを見ればわかりますけども、それまでの間、3か月、2か月の間、議会だよりも2か月、3か月かかりますので、もうちょっとタイムリーに知りたいというのと、そういうことです。

委員長 一昨年度かな、動画配信ではないですけども、議会でこういうものが議決されましたよということについては議会だよりを待たなくても、ホームページで確認いただけるように改正もしてきましたので、その点も住民の皆さんにもぜひご活用いただければなというふうに思いますが、ご希望されているのは動画の配信ということでよろしいですね。

ほかにご提案があれば。 中川議長。

議長 私、全協で発言させてもおた、斑鳩町議会議長交際費支出基準における会費（飲食）の件ですけども、当時は議長ではない立場でお聞きして、今、その立場にならせていただいていますんで、この結果というか結論っていうのは出ているのかな。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 このときですね、その時々で議長判断でということで最終結論出ておりま

局長 す、以上でございます。

議長 当時、監査委員もさせていただいていましたし、前・辰己代表監査委員、現の佐伯代表監査委員も飲食物のある会費はなるべく実費で払ってもらうのが当然やろという意見をずっと聞いていましたので、私もそういう立場で発言をさせていただきましたので、その確認だけさせていただきました。ありがとうございました。

委員長 当時、委員長報告もさせていただきましたけど、細かい点については報告できていませんでしたので、議事録を参照いただければと思います。
ほかにございますか。

(な し)

委員長 また、本日じゃなくても、先ほど申しあげましたように、次回の委員会で検討テーマについて取り上げるのかそうではないのかということを確認したいと思いますので、それまでにまたございましたら私、もしくは事務局のほうに申し出ていただきますようお願いしておきます。

委員長 議長から何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてご報告させていただきます。町村議会議員の区分において、任期満了にともない2名の欠員が生じたことから、去る5月11日に選挙の告示がされております。これにつきましては、議員皆様のレターケースに告示文書の写しを18日に配布させていただいているところでございます。立候補者受付は6月2日でございます、この日に届出が締め切られることになっておりまして、立候補者

が3人以上になりますと、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、県内全町村議会において選挙が実施されることになります。そうした場合、広域連合の選挙長から、速やかに選挙を実施するよう依頼がございますので、6月20日の本会議最終日に追加日程として選挙を実施していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について質疑・ご意見等あれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、ただ今報告のありました奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましては、もし選挙ということになれば本会議最終日に追加日程として取り上げ、選挙を実施するということで確認をしておきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会とします。

お疲れ様でした。

(午前10時00分 閉会)